

## 熱気球係留安全規定

(目的)

**第 1 条** 現在わが国では熱気球の係留が各地で行われている。しかし係留飛行は自由飛行に比べ容易であるといった印象を与えているため安易に行われていることは否めない。係留飛行は種々の状況（係留の時間帯、気象状況、係留場所、見物人等）によりむしろ自由飛行より危険な要素を含んでいることが少なくない。また係留飛行固有の危険性も存在する。こうした状況をふまえ一般社団法人日本気球連盟（以下「この法人」という）では係留安全規定を設け、この法人に加入しているパイロットが、係留安全規定を守り安全に係留飛行を行うための基準として位置づけている。当然この規定の前提として熱気球自由飛行安全規定が存在することはいうまでもない。

(適用範囲)

**第 2 条** この法人に所属する全パイロット及び登録機体を対象とし、熱気球係留飛行におけるレイアウト～インフレーション～係留～回収までとする。

(規定)

**第 3 条** この規定の前提として熱気球自由飛行安全規定が存在する。

- 2 熱気球の係留を行う者は、この法人の定める熱気球操縦士技能証を所持する者でなければならない。
- 3 係留を行う機体は、この法人における機体登録が有効な機体で、かつ第三者損害賠償保険に加入していなければならない。
- 4 搭載品、その他は熱気球自由飛行安全規定に準ずる。
- 5 係留の実績も機体ログに記入されなければならない。
- 6 係留索は最低 3 本以上を使用すること。
- 7 気球係留には、最小破断強度”安全率 3×総浮力”以上のロープを使用すること。
- 8 係留索の一端は必ず地上に固定されなければならない。
- 9 係留中は、地上に責任者を定め、責任者は気球に対して適切な処置を行える者でなければならない。
- 10 信頼に足る風速、風向装置を係留地に設け注意深く変動を見守るのが望ましい。
- 11 4m/s 以上の強風下では係留を行ってはならない。
- 12 高度は機体のフライトマニュアルに定められている制限に従うこと。マニュアルに定められていない場合は、30m 以下とすること。係留索と地面とのなす角度は 45 度以下にすること。
- 13 サーマル状態で上昇、下降の制御が不能になった場合は係留を中止すること。
- 14 事故を起こした場合、機長は事故報告書を作成し速やかにこの法人の事務局へ提出しなければならない。
- 15 全ての係留は、航空法の定めに従って行わなければならない。
- 16 係留に際して全ての責任は機長にある。
- 17 全ての係留は、気球が安全に機能する範囲内で行わなければならない。
- 18 いかなる場合も気球の製造者の仕様で定める以上の重量を積載して係留してはならない。重量には係留索の重量も含む。
- 19 全ての気球は、係留時、次に定める装備を搭載しなければならない。
  - (1) 消火器
  - (2) 2 種以上の着火器
  - (3) 手袋
- 20 係留索の固定は堅固に締結されていなければならない。
- 21 係留索と機体を接続する部分は十分な強度を持った部材、方法で接続されること。
- 22 係留時、機長は地上にいる地上員、見物人等の第三者に十分注意しなければならない。
- 23 係留索を固定する地上側の対象は、十分保持力のあるものを使用すること。

附則

この規定は、平成 30 年（2018 年）6 月 15 日より施行する。